

行政視察報告書

令和8年4月20日

会派代表者 様

呉市議会議員

垣 美良
亀井 聡美

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和8年4月15日（水）～4月16日（木）

2. 研修項目

視察：大阪トレーラーハウスショー（防犯防災総合展2026）

講演：トレーラーハウス等を被災者支援に活用する「災害対応車両登録制度」

3. 参加議員

垣 美良（15.16日）、亀井 聡美（16日のみ）

4. 随行者

なし

■調査項目

防犯防災総合展 2026

トレーラーハウス等を被災者支援に活用する「災害対応車両登録制度」

・調査対応者

トレーラーハウス設置検査機構事務局次長 大泉 一夫 氏

・調査期日

令和 8 年 4 月 15 日（水）

・会場

インテックス大阪

・調査目的

災害時における避難所の整備の一環としてトレーラーハウスを活用する他、地震対策技術、自然災害対策・事業継続、水害・水難対策、セキュリティ、シェルター、用配慮者の防災を考える、トレーラーハウスの各ブースでの聞き取りをする。

・調査内容

【企業からの説明・質疑応答】

・避難所における良好な生活環境のために

ホータブルトイレの設置（健康被害の原因となる）

マンホールトイレの設置（超救急性期以降のトイレが有効）

プライバシー確保用のテントの設置（更衣室、授乳室、救護室にも使用）

間仕切りやパーティションの設置（プライベートスペースの確保）

・備蓄品防災アイテムカタログ

職場での防災（企業防災の備蓄管理）

必要なものがコンパクトにまとめて備えてある防災アイテム

・BCP（事業継続計画）対策は、自然災害の感染症、事故などの緊急事態が発生した際事業を中断させず、早期に事業を再開するために不可欠です。

災害時や停電時にも企業や自治体が「止まらない体制」の構築。

バッテリー式ハイスpek投光器

持続的な電力を確保できる可搬式電電装置

リフィルバッテリーを差し込むことで電気を容易に持ち運びできる

丸めて収納できるソーラー発電機

自立型ソーラー街路灯

・自走式快適トイレ

普通免許で運転可能（2,000 cc 小型トラック）

洋式トイレ 2 基、小便器 1 基を標準装備（給水タンク 100ℓ、便槽 260ℓ）

- リース料 月額 18 万円 清掃費 1 万円 購入 1,000 万円
・トレーラーハウスについては牽引の免許牽引費用 10 万円

【呉市での展開の可能性】

能登半島沖地震においてトレーラーハウスの活用が目覚ましく、仮設住宅のための要請や学校の教室、また、トイレ、風呂、キッチンなどの要請がありました。仮設住宅は近年の資材の物価高騰の課題や撤去時期が来たら取り壊し廃棄となります。災害時における様々な費用を総合的に精査してなにを活用するべきかを考えることが必要です。

国は、2025年6月から「災害対応車両」として登録制度を創設しました。

能登半島地震後にトイレトレーラーの購入の提案をしましたが、様々な課題があることを懸念としました。この度の総合展の展示車に牽引型のハウスの他にトラック型のトイレカーなどもあり、特別に牽引車、けん引免許も必要としません。補助金の活用で購入車両費と維持費等を勘案し、災害時の有効利用や登録制度により他自治体の災害時への派遣など様々な活用を調査して頂き、今後の災害時の備えを充実していきたい。

■講演内容

テーマ

「トレーラーハウス等を被災者支援に活用する「災害対応車両登録制度」

講師

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当) 益本 宇一郎 氏

概要

「災害対応車両登録制度（通称：ディトレース，D-TRACE）」は、能登半島地震などの災害対応における課題、特に支援車両の情報不足を踏まえ、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウスといった災害時に役立つ車両を平時からデータベースに登録し、被災地のニーズに応じて自治体が迅速に検索・要請できるようにするものである。制度の目的は、避難生活の質を向上させ、衛生的で健康的な生活を確保し、災害関連死を防ぐことにある。本セミナーでは制度の仕組み、登録対象となる車両の用途別（避難所、住まい、トイレ、食事、洗濯、入浴・シャワー）の基準、活用事例、そしてペット同伴避難への対応などについて説明があった。

詳細内容

1. 災害対応車両登録制度の目的

（1）制度設立の背景と目的

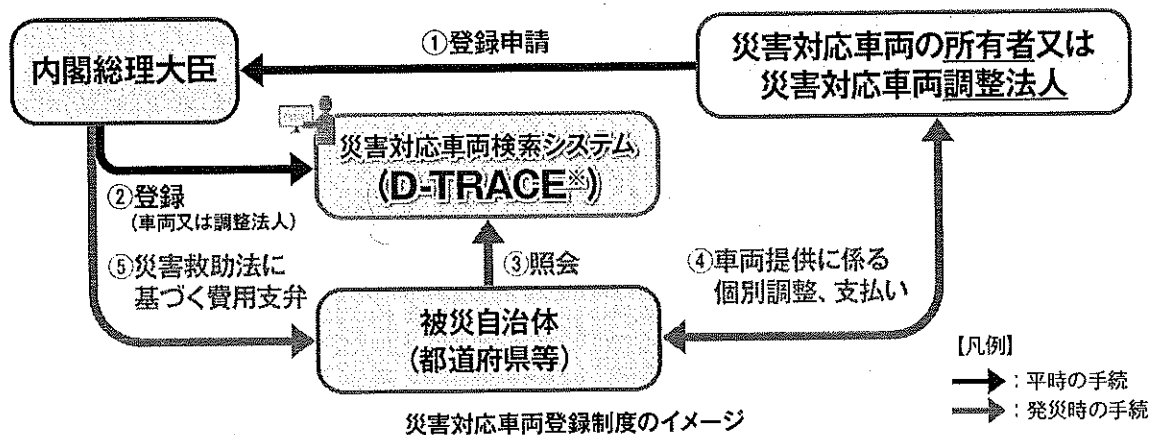
- ・背景：能登半島地震などの災害初期において、キッチンカー等の有用な車両情報が不明で、手探りでの活用となっていた反省から、災害時に活用可能な車両を平時から登録・データベース化する仕組みとして、内閣府が開始。

・開始時期：2025年6月

・目的：民間や自治体と連携し、全国どこでも災害対応車両を相互に派遣・活用できる仕組みを構築すること。

これにより、被災者の生活の質（QOL）を向上させ、衛生的で健康的な生活を確保し、環境の変化による体調悪化が原因で亡くなる「災害関連死」を防ぐことを目指す。

（２）制度の基本構造と活用の流れ



※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

・登録の対象

☑ 災害対応車両または災害対応車両調整法人のいずれか。

車両所有者（個人・法人）や、複数の事業者をとりまとめる「調整法人」からの申請に基づき、内閣総理大臣が登録する。

☑ 内閣府が「被災自治体を支援する意思」と「車両が登録基準に適合するか」を確認する。

☑ 登録情報はデータベース化され、IDとパスワードを持つ自治体や国の関係省庁に共有される。

☑ 災害発生時の手順：被災自治体は、災害対応車両検索システムを通じて、所有者や調整法人に直接連絡し、派遣を調整する。申請があれば当日中に連絡がつき、要件が合えば数時間で派遣が可能となる機動性が重視されている。

・対象車両

①避難所、②住まい、③トイレ、④食事、⑤洗濯、⑥入浴 に関する車両 キャンピングカーやキッチンカー、トイレカー、シャワーカー、ランドリーカーのほか、トレーラーで牽引することで移動可能になるトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウスなども含まれる。

・費用負担

登録車両は一定の基準を満たしているため、災害救助法に基づく救助として活用される場合、国からの手厚い支援（公費負担）の対象となる。具体的には、被災自治体が派遣元に支払った費用を国が支援（補填）する。車両の運搬費用も、よほど不合理なケースでなければ認められる。

・登録状況と目標

2026年3月末時点で車両368台、法人33団体が登録。

令和12年（2030年）までに1000台の登録を目標。

これはあくまで通過点であり、継続的に登録を促す。

2. 制度の利用方法と登録のメリット

（1）検索システムと登録方法

- ☑ 特設ホームページにアクセスでき、誰でも制度概要やQ&Aを閲覧可能。
- ☑ 自治体や登録事業者は、専用システムで「地域」「車種」「用途」「キーワード」で車両を検索可能。
- ☑ 登録申請はネットでも可能。プルダウン形式で入力の手間を省力化。審査を経て約3週間で登録が完了。

（2）登録のメリット

・自治体による迅速な検索が可能

自治体が必要な車両の仕様を確認し、迅速に支援を要請できる。

・平時の事業機会の創出

- ☑ 内閣府施設ではキッチンカー選定等で登録車両が優遇される取組が始まっている。
- ☑ 「防災に貢献している車両」を示すステッカーが交付され、社会的評価向上につながる。
- ☑ 災害時、警察署との協議に基づき緊急自動車として通行許可を申請でき、迅速に現場へ駆けつけられる。

3. 車両用途別の詳細登録基準

・共通事項

- ☑ 車両は「避難所」「住まい」「トイレ」「食事」「洗濯」「入浴・シャワー」等の用途別に登録（前述）。複数用途での登録も可能。
- ☑ 各用途に必須基準に加え、自治体がスペックを把握するための「自己申告事項」があり、アピールポイント（例：ペット対応可など）を自由に記述できる。

・個別事項の必須基準

〔用途①〕避難所

1人1台のベッド、冷暖房、湯沸かし器、冷蔵庫、照明設備等。

[用途②] 住まい

広さ 20 m²以上。台所、洗面所、浴室、トイレ、物干し場などが必要。

[用途③] トイレ

便器 2 つ以上（バリアフリー対応は 1 つでも可）。「快適トイレ」の標準仕様（洋式、水洗または臭いが逆流しない構造等）を満たすこと。

[用途④] 食事

温冷環境に配慮した食事を提供できる環境整備。いずれかの自治体での営業許可。派遣先での新たな許可は不要（炊き出し扱い）。

[用途⑤] 洗濯

洗濯機と乾燥機 3 セット以上、室内バリアフリー配慮。

[用途⑥] 入浴・シャワー

浴槽及びシャワー又はシャワーが 2 つ以上ある。脱衣所や給湯、暖房、照明、喚起などの適切な装備。

4. ペット同伴避難と自治体の関わり

・ペット同伴避難への対応

- ☒内閣府は環境省と共同でガイドラインを作成し、ペット対応避難所の設置を推進している。
- ☒キャンピングカーはペット同伴避難のようなプラスアルファの対応に活用が期待される。
- ☒車両登録時の自己申告欄に「ペット対応可」と記載することで、自治体を選定しやすくなる。

・自治体所有車両の登録

- ☒自治体が所有する車両（例：トイレカー）も登録対象であり、実際に登録が進んでいる。国の補助金で購入した車両も登録が要請されている。

・調整法人の役割

- ☒複数の事業者をとりまとめる団体は「調整法人」として登録可能。要請があった際に、傘下の事業者との調整役を担う。

5. 活用事例と今後の展望

・活用事例

- ☒浜中町での活用（2025 年 8 月）：大雨災害でムービングハウス 10 戸が仮設住宅として活用された（制度初の活用事例）。
- ☒大分県へのランドリーカー派遣：制度登録済みのランドリーカーが、火災の際に避難所へ派遣され活躍した。

・協力依頼と今後の展望

- ☒車両所有者への働きかけ：制度への積極的な登録を呼びかけ。

☑自治体への働きかけ：制度を積極的に活用し、現場担当者への周知徹底が課題。

☑制度は発足から1年未満であり、今後も利用者のフィードバックを元に改善を続けていく。

【呉市での展開の可能性】

2025 年 6 月からの運用開始ということで市においてはまずこの制度を理解していることが重要である。本市にはこの登録制度に申請できるような車両は所有していないと思うが、発災時に必要に応じて円滑に申請できるように手順や担当を決めておくべきであり、確認が必要である。また、広く、職員が知ることによって今後、各部が対象となるような車両を取得した場合、円滑に登録することが可能になるのではないかと思う。更に市内民間事業者への周知、働きかけを国のみに任せるのではなく、大きな災害を経験してきた自治体としてしっかり取り組んでいく必要があると考える。

事前にこれらの取組を進めることで避難者の環境改善につなげることができ、「災害関連死」の縮小に寄与することができるため、重要な取組であり、推進していきたい。